

仕 様 書

1 名 称 東成区役所及び東成区保健福祉センター分館周辺樹木剪定作業等
業務委託

2 期 間 契約後～令和8年9月30日まで

3 作業内容 「東成区役所」(別紙図面の通り)
大阪市東成区大今里西2-8-4

- ① クスノキ剪定 1本
- ② クスノキ剪定 2本
- ③ ケヤキ剪定 2本
- ④ タイサンボク剪定 1本
- ⑤ ヒラドツツジ・トベラ強剪定 10㎡
- ⑥ 薬剤散布 1式
- ⑦ 植込み内草花手入れ 40㎡
- ⑧ ヤマボウシ 2本
- ⑨ イロハモミジ 1本

「東成区保健福祉センター分館」(別紙図面の通り)

大阪市東成区大今里西1-19-29

- ① ウバメガシ生垣刈込 38m
- ② アキニレ剪定 1本
- ③ バラ剪定 1本
- ④ トウネズミモチ剪定 1本
- ⑤ 機械除草 10㎡

作業実施にあたっては、通行人や通行車両等の安全確保のため、必ず交通誘導員を1名配置すること。

4 各種報告・届出等

実施に際し、下記報告及び届出書類を提出すること。

【施工前】

- ・ 工程表、現場代理人届(現場責任者報告)

【施工後】

- ・ 作業前・中・後現場写真(内容説明看板付)
- ・ 作業完了届(廃棄物処分についても明記し、適正に処分されたこと及び処分量が確認できる書類を添付すること。)

5 再委託

- 1 本委託業務に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託す

ることはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 その他

- (1) 剪定作業中に樹木の傾き・揺れ・腐食等の異状が見られたときは東成区役所担当者に報告し、指示を受けること。
- (2) 作業は通行人や通行車両、建造物等に損傷を与えないように安全措置を講じること。
- (3) 剪定に際しては、発生する剪定枝等や作業後のゴミ等について適正な方法により処分を行うこと。
- (4) 作業完了時は速やかに仮設物の撤去、後片付け及び清掃等を実施すること。
- (5) 作業にかかる諸費用については、請負人の負担とする。ただし、光熱水費について請負人からの申し出があった場合は、調整するものとする。
- (6) 安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受託者の責任において処理すると共に速やかに東成区役所担当者に報告すること。
- (7) その他作業実施にあたっては、東成区役所担当者の指示に従うこと。
- (8) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、承諾を得た場合は、この限りでない。
- (9) 暴力団等の排除については、特記事項のとおりとする。
- (10) 本契約にあたり仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合は、あらかじめ

め監督職員に確認しておくこと。

(11) 本仕様書に疑義がある場合は、事前に確認し内容を熟知しておくこと。

(12) なお、契約後の疑義は本市の解釈とする。

問合せ先 東成区役所 総務課 (Tel 06-6977-9626)



- ・クスノキ（3本）、ケヤキ（2本）、タイサンボク（1本）の剪定を行う。
- ・毛虫対策用の薬剤散布を行う。



ヒラドツツジ・トベラの強剪定を行う。



植込み (40 m²、正門側及び裏門側) 内の草花の手入れを行う。



ウバメガシ生垣 (38m) の刈込を行う。



・アキニレ (1本)、バラ (1本)、トウネズミモチ (1本) の剪定を行う。
・植込み内の機械除草 (10 m²) を行う。